

『人事・賃金制度の見直し (移行措置等) について』 提案される

6月11日に『人事・賃金制度の見直し（移行措置等）について』会社より、組合に対し提案された。

提案内容要約抜粋

○ 令和7年度は同年度の初日においてC2等級の等級経過年数が3年に達している者にT1・01等級への昇格試験の受験資格を与える。なお、C2等級からT1・01等級への昇格試験とC2等級からC3等級への同一年度での併願可能とする。

○ 令和7年度から令和13年度の間においてC3等級からL1等級及びC2等級からL1等級（飛び級）への昇格試験等は、受験年度の初日において55歳以上（58歳以下）の者であっても受験可能とする。



○ 実施期日 令和7年7月1日からとする。なお、人事考課制度については、令和7年4月1日からとする。

詳細については交渉情報を参照

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩